

いずみ野線A駅周辺まちづくり連絡会の設置方針

藤沢市計画建築部都市計画課
平成29年8月1日

1. 背景

いずみ野線A駅周辺のまちづくりについては、平成28年3月に「いずみ野線A駅周辺まちづくり基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、いずみ野線延伸については、平成28年4月に交通政策審議会において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけられるとともに、平成29年5月には、神奈川県をはじめ、本市、相模鉄道(株)、慶応義塾大学及び寒川町により構成される「いずみ野線延伸連絡協議会」において、概ねの駅位置等について合意された。

このようないずみ野線の延伸に係る一定の進展を契機として、今後、地域の気運をより高めながらまちづくりに取り組む必要があるが、A駅周辺における複数の地区の地域住民等が情報共有等を行う場がないことから、地域住民や地域関係者等による新たな組織体を立ち上げ、地域住民等と行政とが連携してまちづくりの検討を進めることとする。

2. 目的

いずみ野線の延伸に向けた取組や「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会」とりまとめで示されたA駅周辺のまちづくりに係る取組の状況について、A駅周辺の地域住民等との情報共有を図るとともに、「基本計画」に示されたまちの将来像である「秋葉台公園をまちの中心とした、にぎわいと落ち着きを兼ね備えた安全なまち」の実現に向けた意見交換等を行うため、「いずみ野線A駅周辺まちづくり連絡会」（以下、「連絡会」という。）を設置する。

3. 対象地区

A駅周辺は、駅勢圏^{*}に六会地区、御所見地区、遠藤地区、湘南台地区の4つの地区があることから、駅勢圏に自治会のない湘南台地区を除く3つの地区を対象とし、この対象地区の住民や地域団体等により構成するものとする。

※駅勢圏：駅から概ね800mの範囲

4. 会議の内容

連絡会は、次に掲げる事項について、情報の共有及び意見交換を行う。

- (1) いずみ野線の延伸に関する事項
- (2) A駅周辺のまちづくりに関する事項
- (3) A駅周辺のまちづくりに関連する交通に関する事項
- (4) 上記に掲げるもののほか、上記に関連する事項

5. 連絡会の設置期間

連絡会の設置期間は概ね5年とする。ただし、権利制限を伴うまちづくりの具体的な規制の検討等の必要性が生じた場合には、組織の見直し等を行うものとする。

6. 委員の役割と責任の所在

委員の役割は、地域住民個人としての意見を発言することを主とする。なお、各組織体から推薦された委員は、組織体からの意見等を発言することができることとする。

また、各組織体からの委員は、連絡会における内容を各組織体へ伝達し、情報共有を図ることとする。

本連絡会において決定した事項については、委員の意見等をふまえた市の判断によるものであり、委員個人が責任を負うものではない。

7. 委員の選出

連絡会の委員の選出方法は、六会地区、御所見地区、遠藤地区の3地区の住民を対象に次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 郷土づくり推進会議またはまちづくり推進協議会からの推薦 各地区1名
- (2) 駅勢圏内の自治会からの推薦 各自治会1名
- (3) 公募 3名
- (4) 北部第二(三地区)土地区画整理審議会 1名

公募に対する申込者が定数を超えた場合には、性別、年齢、居住地域等を考慮して選考するものとする。

8. 委員定数

委員数については、意見交換における詳細の理解と双方向の議論を深めることが可能な人数とするため、20名以内とする。

9. 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、各地区の組織体等からの選出委員は、各地区の組織体等における役員を退任した場合には、連絡会の委員も併せて退任するものとする。なお、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

10. 会議の進行

会議の司会・進行は、会議の議題に沿って藤沢市計画建築部都市計画課が行う。また、藤沢市計画建築部都市計画課は事務局としての性格を有するとともに、会議の主体として、委員との意見交換を行う。

11. 会議の開催

連絡会の会議は、年度毎に2回程度開催することとし、その他必要に応じて開催することができることとする。

12. 委員以外の会議への参加

事務局は、必要に応じて委員以外の者を連絡会に出席させ、説明又は意見を求めることができることとする。

13. 会議運営の方針

本方針に基づき、「いずみ野線A駅周辺まちづくり連絡会」を設置するが、会議の進捗や委員の意向を踏まえ適宜方針の修正を行うものとする。また、各回の会議内容は会議の進捗や、いずみ野線の延伸の取組の状況等に合わせて変更していくものとする。

14. 雑則

この方針に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定めるものとする。